令和７年度和歌山県介護テクノロジー定着支援事業補助金

事前エントリーの手引き

# 目次

１　はじめに

２　事業の流れ（予定）

３　事前エントリー

４　補助率、補助上限額

５　補助対象経費

６　調整について

# １　はじめに

令和7年度和歌山県介護テクノロジー定着支援事業補助金については、「事前エントリ－制」を採用します。

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において補助金交付を行うため、補助額や導入台数等の調整を行います。（調整方法は「６．調整について」を御確認ください。）

なお、「事前エントリーすれば、必ず補助が受けられる」ということではありませんので、予め御了知ください。

また、**事前エントリーがないものについては、補助金の申請ができません**ので、ご留意ください。

# ２　事業の流れ（予定）

令和7年度補助金は、

交付決定後から令和8年1月31日までに補助対象の購入等の契約（発注）、導入（納品）、支払を必ず

完了させてください。

7月4日～8月4日　 　 　事前エントリー受付

8月下旬　　　　　　　　　　　 補助金内示

9月上旬　　　　　　　　　　　交付申請書提出

9月下旬　　　　　　　　　 　交付決定

交付決定後～令和8年1月末　　 事業実施

2月10日まで　　　　　　　　実績報告書提出

このほか、業務改善計画※１の提出や

業務改善効果※２の報告が必要です。

※１，２　具体的な内容、提出時期は別途通知

※２　効果報告は補助を受けた翌年度から3年間

3月下旬　　　　　　　　　　 　補助金支払

# ３　事前エントリー

## （１）エントリー期間

　**令和7年7月4日（金）～令和7年8月4日（月）**

## （２）エントリー（補助）要件

　　下記セミナーをエントリーを予定している事業所ごとに受講してください。

【介護生産性向上オンラインセミナー】

開催期間：令和7年7月28日（月）　13時30分～

開催方法：オンライン（zoom）

申込先URL：<https://forms.gle/E3ZAVyNRvfuuaGJeA>

## （３）エントリー手続き

　　この手引きのほか、介護テクノロジー定着支援事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という）を必ず確認した上で、下記提出物を（１）エントリー期間中に和歌山県長寿社会課あて提出してください。

＜提出物＞　①　事前エントリー申請書（総括表）

②　事前エントリー用定着計画書（事前エントリー用）

③　SECURITY ACTIONの自己宣言が完了していることがわかる書類

④　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が確認できる書類

※施設系サービス事業所の場合のみ

　　　　　　　⑤　補助事業が完了するまでに「ケアプランデータ連携システム」の利用開始することを宣言した書類

※居宅介護支援・居宅サービス事業所の場合のみ

　　　　　　　⑥　介護テクノロジー定着支援事業補助金所要額調書（別記第3号様式）

⑦　収支予定額内訳書（別記第4号様式）

　　　　　　　⑧　役員名簿

　　　　　　　⑨　同意書

　　　　　　　⑩　見積書の写し

　　　　　　　⑪　導入する介護テクノロジーの概要がわかる資料

※TAIS（<https://www.techno-tais.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）に未掲載の機器のみ

　　　　　　　⑫　職員数がわかる書類

※介護ソフトを導入し、職員数に応じ合計金額が変動する場合のみ

＜提出先＞　電子フォームより提出してください。

（電子フォームURL）https://logoform.jp/form/WEVN/1074486

# ４　補助率、補助上限額等

# 補助要件や交付条件も含め、詳細については必ず交付要綱を確認してください。

## （１）補助率　　４分の３

## （２）補助上限額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| メニュー | 内容 | 1機器あたり | 1事業所あたり | 注意 |
| 介護テクノロジーの導入　　　　　　　　　  | 移乗支援、入浴支援、その他機器（※1） | 100万円 | ― | 左記のうち複数テクノロジーを組み合わせて導入する場合はパッケージ型導入メニューが適用される場合があります。（※3） |
| 介護テクノロジー（上記以外） | 30万円 | ― |
| 介護ソフト | ― | 100万円～255万円（※2） |
| パッケージ型導入（※3） |  | ― | 400万円 |  |
| 業務改善支援　　　　　　　　　  | ― | 45万円 |  |

※1　その他機器とは、次のいずれかに該当するものをいう。

・床走行式リフト

・一括で調理支援を行う機器

・加熱、冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット

・スライディングボード

・インカム

・バックオフィスソフト

・バイタル測定が可能なウェアラブル機器

※2　契約方式、職員数等に応じて設定

※3　パッケージ型導入とは、介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」分野の機器とその機器と連動して効果を高める機器を併せて導入する場合をいう。

　　（例）介護ソフト　＋　見守り機器

# ５　補助対象経費

・契約（発注）、導入（納品）、支払は交付決定後から令和8年1月31日（土）までに行ってください。

・補助対象外経費の例は以下のとおりです。

・交付決定前に事業着手した際に要する費用

・令和8年1月31日（土）までに導入（納品）、支払が完了しないもの

・令和8年2月1日（日）以降の契約（発注）に要する費用

・保守、サポート、セキュリティ対策等の当該年度の翌年度まで継続して発生する月額費用のうち、当該年度の翌年度以降相当分または令和8年１月31日（土）までに支払が完了しないもの

# ６　調整について

エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において補助金交付を行うため、介護テクノロジーの補助額・補助台数の調整等を行います。

　　一例として、昨年度の採択方法は次のとおりです。

どの方法を採用するかについては、予算の超過状況により判断します。

なお、「事前エントリーすれば、必ず補助が受けられる」ということではありませんので、予め御了知ください。

＜採択方法（一例）＞

　○基本的な考え方

　・本補助金（※）の直近の交付年度からより長い年数が経過している事業所から交付

※旧介護ロボット等導入支援事業補助金。和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金の介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に必要な経費）を含みます。

○交付対象事業所

　・初めて補助を申請する事業所に交付

　・直近の交付年度からより長い年数が経過している事業所から交付

　・予算額を超過する年度については、累計の補助金額が低い事業所から交付